

阿波市通学用かばん購入に係る公募型プロポーザル実施要領

第1 目的

本実施要領は、小学校入学予定の児童を対象に配付する通学用かばんの購入にあたり、機能性、デザイン及び安全性等の観点から、当該児童の使用に最も適した物品とするため、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）による業者の選定に必要な事項を定めるものである。

第2 事業概要

- (1) 物品名 阿波市通学用かばん
- (2) 物品内容 別紙「阿波市通学用かばん購入仕様書」のとおり
- (3) 納入場所 ・阿波市市場町切幡字古田201番地1 阿波市役所
・阿波市内各認定こども園
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和10年3月24日まで
※年度ごとに定める期日までに指定数量を納入することとする。
(詳細は、別紙「阿波市通学用かばん購入仕様書」のとおり)
- (5) 提案上限額 1個あたり 15,500円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）
※上限額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであるが、見積金額が提案上限額を超えた場合は失格とする。
- (6) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約とする。また、1個あたりの単価契約とする。
- (7) 契約保証金 免除する。

第3 参加資格

本プロポーザルに参加する場合は、参加表明書（様式第1号）の提出日において、次に掲げる要件を全て満たしていること。ただし、参加表明書の提出日から優先交渉権者決定の日までに、いずれかの要件を満たさなくなった場合は失格とする。

- (1) 阿波市入札参加有資格業者名簿に登録されている者又は当該名簿に登録されていない者で第6（1）④から⑨に掲げる書類等を参加表明書の提出期限までに提出する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 阿波市建設業者指名停止措置要綱（平成17年阿波市告示第15号）に基づく指名停止の措置の対象となっている者。
 - イ 阿波市暴力団等排除措置要綱（平成23年阿波市告示第20号）に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者。
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、

会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者は、この限りでない。

エ 国税及び地方税を滞納している者。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者。

第4 実施スケジュール

内容	日程
実施要領等の公表	令和6年10月10日（木）
質問書受付期日	令和6年10月18日（金） 午後5時まで（必着）
質問書回答期日	令和6年10月24日（木）
参加表明書提出期限	令和6年10月31日（木） 午後5時まで（必着）
参加資格確認結果通知	令和6年11月 1日（金）
企画提案書等提出期限	令和6年11月14日（木） 午後5時まで（必着）
プレゼンテーション審査	令和6年11月25日（月） 予定（※）
結果通知（優先交渉権者の決定）	令和6年11月27日（水） 予定
契約締結	令和6年12月 3日（火） 予定

※応募状況によって、プレゼンテーション審査の日程が追加となる可能性がある。

なお、スケジュールを変更する場合は、改めて本市ホームページに掲載する。

第5 質問及び回答

（1） 質問書の提出

質問がある場合は、質問書（様式第2号）に必要事項を記載し、令和6年10月18日（金）午後5時までに電子メールにて提出するものとする。電子メールの件名は「阿波市通学用かばん購入に係る質問書（業者名）」とし、教育部学校教育課宛て（gakko@awa.i-tokushima.jp）に送信すること。当該メールを送信後は、電話で到着確認の連絡を行うこととする。質問書が複数ある場合は、1件の電子メールに全ての質問書を添付した上で提出するものとする。

なお、電子メール以外の方法による質問の受付は行わない。

（2） 質問書への回答

受付期日までに提出された質問書に対する回答は、令和6年10月24日（木）午後5時15分までに本市ホームページにおいて公表する。回答を公表する場合は、質問者の氏名及び名称は削除するものとする。

なお、回答した内容は、本実施要領の追加又は修正とみなすものとする。

第6 参加表明書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する業者は、参加表明書その他関係書類を次のとおり提出するものとする。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第1号） 1部
- ② 誓約書（様式第3号） 1部
- ③ 会社概要（任意様式） 1部

会社の沿革及び組織が分かれば、パンフレットでも可とする。

※参加表明書の提出日において阿波市入札参加有資格業者名簿に登録されていない者は、上記に加えて、以下の書類も提出すること。（④、⑤、⑧については、提出日も含め直近3ヶ月以内に発行されたものとし、写しでも可とする。）

- ④ 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書） 1部
- ⑤ 印鑑証明書 1部
- ⑥ 損益計算書・貸借対照表 1部

提出直前2年分の各事業年度に関するもの

- ⑦ 使用印鑑届（様式第4号） 1部
- ⑧ 国税及び地方税を滞納していないことを証する書類 各1部
- ⑨ 委任状（任意様式） 1部

支店や営業所等が契約を行う場合に必要

(2) 提出期限：令和6年10月31日（木）午後5時（必着）

(3) 提出方法：郵送（書留又は簡易書留）による。

(4) 提出先：〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田 201 番地 1

阿波市役所教育部学校教育課 学務担当

第7 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を行う業者は、企画提案書その他関係書類を印刷物（正本1部・副本10部）及び電子媒体（CD-R又はDVD-R）により、次のとおり提出するものとする。

なお、提出書類のうち、副本（10部）として作成する書類は「② 企画提案書（様式第6号）」のみとし、これ以外の書類は、正本の1部のみとする。

(1) 提出書類

- ① 提案提出書（様式第5号）
- ② 企画提案書（様式第6号）
- ③ 見積書（様式第7号）
- ④ 事業実績報告書（様式第8号）
- ⑤ 阿波市内等における本支店等設置状況調書（様式第9号）
- ⑥ ④様式第8号の記載事項を証明する書類（契約書、物品購入完了承認書等の写し）
- ⑦ ⑤様式第9号の記載事項を証明する書類（登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）） ※提出日も含め直近3ヶ月以内に発行されたものとし、写しでも可とする。

(2) 作成上の留意点

- ① 提案は1者につき1つとし、複数の提案をした場合は失格とする。
- ② 提出期限以降における提出書類の差替え、追加、変更、削除等は認めない。

- ③ 提出書類は返却しない。
- ④ 提出書類は、原則公開しないものとするが、阿波市情報公開条例（平成 17 年阿波市条例第 9 号）の規定に基づき開示請求者に開示する場合がある。
- ⑤ 上記提出書類のとおり順番に並べ、縦 A 4 判左綴じとし、必要部数を作成すること。
- ⑥ 使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとし、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(3) 作成方法

① 提案提出書（様式第 5 号）

必要事項を記載すること。

② 企画提案書（様式第 6 号）

ア 提案書の体裁等

A 4 判、横書き、左綴じで、表紙を除き下部にページ番号を付けること。

左綴じ部分の余白は 20 mm 以上とし、文字サイズは原則 11 ポイント以上とする。

イ 記載事項

別紙「阿波市通学用かばん購入仕様書」及び「阿波市通学用かばん購入プロポーザル評価項目及び配点表」に留意し、次の事項について明記すること。

(ア) メンテナンス対応等

物品受け渡し後（小学生使用時）の破損時等の対応体制（連絡体制、相談窓口等）について記載すること。

(イ) 物品に関する企画提案

納入予定物品の仕様（機能性、安全性、耐久性、デザイン性及びカラーバリエーション等）について記載すること。

(ウ) 追加提案

「阿波市通学用かばん購入仕様書」及び「阿波市通学用かばん購入プロポーザル評価項目及び配点表」の評価項目①～⑤以外の追加提案があれば記載すること。

ウ その他

本企画提案書の内容については、契約締結時の仕様書等の一部となることがあるため、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。

③ 見積書（様式第 7 号）

物品 1 個あたりの単価（税抜き）を記載すること。なお、この単価には、事業履行に際して必要となる一切の経費を含むものとする。

④ 事業実績報告書（様式第 8 号）

本事業の類似事業実績を記載すること。ただし、次の条件を満たすものであることとする。

ア 発注機関

官公署もしくは学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校

イ 対象物品

児童・生徒等が主に通学用に使用するかばんとする。

ウ 納入個数

1 契約あたり 100 個以上

⑤ 阿波市内等における本支店等設置状況調書（様式第 9 号）

公募開始日における本支店等（1カ所）の所在地等について記載すること。

(4) 提出期限：令和 6 年 1 月 1 4 日（木）午後 5 時（必着）

(5) 提出方法：郵送（書留又は簡易書留）による。

(6) 提出先：〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田 201 番地 1

阿波市役所教育部学校教育課 学務担当

第 8 プロポーザルの辞退

本プロポーザルへの参加表明後、やむなく参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第 10 号）を提出するものとする。

(1) 提出期限：令和 6 年 1 月 1 4 日（木）午後 5 時（必着）

(2) 提出方法：郵送（書留又は簡易書留）による。

(3) 提出先：〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田 201 番地 1

阿波市役所教育部学校教育課 学務担当

第 9 候補者の選定等

(1) 選定方法等

阿波市通学用かばん納入業者選定委員会を設置し、提出された企画提案書その他関係書類の書類審査、プレゼンテーション審査を実施し、優先交渉権者を選定する。

① 「阿波市通学用かばん購入プロポーザル評価項目及び配点表」に基づき審査を実施、評点し、総合得点が最も高くかつ評価項目⑥の加算点及び評価項目⑨の評価点を除いた得点（評価項目①～⑤・⑦・⑧・⑩・⑪の合計点）が 6 割以上の者を第一優先交渉権者として選定する。

② 最高総合得点が同点の者が 2 人以上ある場合は、評価項目⑩の評価点を除いた最も高い評価点を獲得している者を選定し、それでもなお、評価点同数の場合はくじによる抽選で決定するものとする。

③ 提案者が 1 者のみの場合でも、審査を実施し、評価項目⑥の加算点及び評価項目⑨の評価点を除いた得点（評価項目①～⑤・⑦・⑧・⑩・⑪の合計点）が満点（140 点）の 6 割以上に限り、優先交渉権者として選定する。

(2) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、参加した全ての業者に通知し、第一優先交渉権者について、阿波市ホームページにおいて審査結果及び業者名を公表する。

第 10 審査

プレゼンテーション審査は、次に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 実施日程
令和6年11月25日(月)(予定)
※応募状況によって、プレゼンテーション審査の日程が追加となる可能性がある。
なお、実施日におけるタイムスケジュールの詳細は、参加者宛てに別途通知する。
- (2) 実施場所
阿波市役所本庁舎
※場所の詳細は、別途通知する。
- (3) 時間配分
各参加者の説明に要する持ち時間は30分以内(プレゼンテーション20分、質疑応答10分以内を目安。)とする。
- (4) 順番
説明を行う順番は、参加表明書の提出(受付)順とする。
- (5) 参加者の準備品
参加者は、納入予定物品のサンプル(企画提案の内容に合致したものでなくても可とするが、当該内容にできるだけ近いものとする。)を1個以上準備すること。
- (6) 貸出機材
市が貸し出す機材等は、次に掲げるとおりとする。
ア 会議用テーブル
イ 会議用椅子
ウ 電源タップ
エ スクリーン
- (7) 参加人数
プレゼンテーションで説明する説明員等は、3名以内とする。

第11 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等の提出があった場合
- (2) 提出された見積金額が提案上限額を超えている場合
- (3) 参加者が、優先交渉権者選定までの間に参加資格に定める要件を満たさなくなった場合
- (4) 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる場合
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (6) 審査に公平性を害する行為があった場合
- (7) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (8) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

第12 契約の締結

- (1) 第一優先交渉権者と仕様及び契約条件等について、協議調整の上、随意契約を締結する。
- (2) 第一優先交渉権者との協議において、双方が合意に至らなかった場合には、次点に選定された者と交渉を行う。

第13 その他

- (1) 公正な選定が確保できないと判断した場合は、選定を中止する場合がある。
- (2) 本プロポーザルに参加するために要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 審査及び選定結果に対する問い合わせ及び異議申し立ては一切認めない。
- (4) 本市が提示した本プロポーザルに関する資料は、本事業企画提案以外の目的で使用する
こと、及び第三者への開示・漏えいをしてはならない。
- (5) 提出された企画提案書等は、阿波市情報公開条例（平成17年阿波市条例第9号）に基
づく公開請求の対象となる。
- (6) 本プロポーザルの参加にあたり、本プロポーザル参加者に生じた損害等については、市
は一切その責を負わない。
- (7) 電子メール等の通信事故については、市はいかなる責任も負わない。
- (8) 本実施要領に規定されていない事項が発生した場合は、公平性を考慮の上、適宜本市が
判断する。

第14 問い合わせ先

〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田 201 番地 1
阿波市役所教育部学校教育課 学務担当
電 話：0883-36-8741
FAX：0883-36-8762
E-mail：gakko@awa.i-tokushima.jp